

## <コラム⑧> 将来事業の効果

### ～堤防の整備効果について～

那賀川の国管理区間では、昭和4年に国による河川改修事業に着手し、下流部（12.0k下流）では左右岸の在来堤防の改築と補強、さらには流量を安全に流下させるため、大幅な引堤により河道を広げるなど昭和30年代までに堤防の整備がほぼ概成しました。

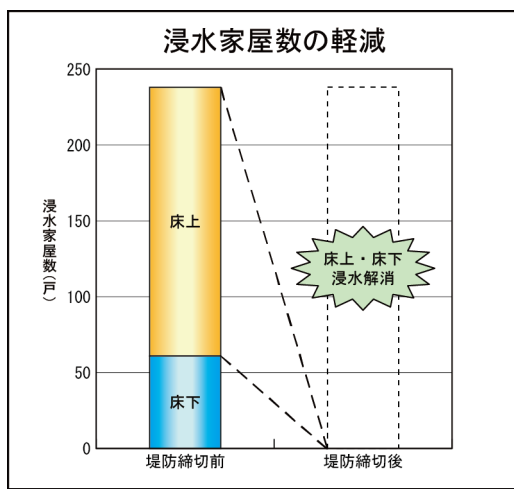
その後、昭和42年には国管理区間の上流端を17.5kまで延伸したことから、楠根地区及び吉井地区の築堤事業にも着手しており、吉井地区では平成17年3月に堤防締切が完成したところです。

この堤防の整備によって、那賀川の国管理区間では、無堤地区はなくなり、平成26年8月台風11号程度の洪水では、本川の氾濫による家屋の浸水被害を解消することができます。

平成26年8月台風11号洪水における無堤箇所浸水被害

浸水面積 (ha)	家屋被害（戸数）		
	床 上	床 下	計
約61	177	61	238

※1 那賀川河川事務所調べ



平成26年8月台風11号洪水における無堤箇所浸水被害の様子